

189 明治十七年十二月以降の補助給費生取調に付回答案

〔明治十九年一月二十六日〕

明治十九年十一月廿六日

総理事務取扱 (花押) (外山正一) 庶務課 (五十嵐恭次) (市川寛繁) (川上博愛)

幹事 教務課 (富塚恂) (花押)

会計課 (西郷元善)

(欄外注記1)

別紙元学務一局長之照会ニ対スル回答案

(朱書) (甲第三十六号)

客年九月十九日学一第四百九拾七号以ヲ去ル十七年十二月以降之補助給費生タリシ者ノ姓名責務年数等取調可差出旨御照会有之候処右ハ別紙之通ニ有之候条此段及御答候也

明治十九年二月

東京大学

学務局御中

(欄外注記2)

					(朱書)	(朱書)	(朱書)	(朱書)									
廿五ヶ月	二十九ヶ月	十四ヶ月	四十三ヶ月	十五ヶ月	(四十五ヶ月)	(三十ヶ月)	○	○	(二十八ヶ月)	(廿九ヶ月)	十四ヶ月	(十七ヶ月)	十七ヶ月	旧給費数			
○	月十日	月廿九日	月廿七日	月二十日	月八日	月八日	五日	日	月廿七日	月二十日	月十日	月十九日	日	改正給費数			
廿五ヶ月	月廿七日	月十六日	月廿二日	月十三日	月十四日	月十六日	五日	日	月廿七日	月二十五日	月四日	月十九日	月七	合計			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	七月十八	起算務			
十九年二月二日	三十三年三月七日	二十一年十一月廿六日	三十三年三月二日	二十一年二月廿三日	十九年九月十八日	二十二年十一月廿七日	十九年五月五日	十九年一月廿日	二十年五月七日	二十年八月十二日	二十一年十月十日	三十年九月十日	二十年五月十七日	責務期限			
生官費研究	学三重県中	学福岡県中	英国留学	生官費研究	代 言 人	文 部 省	外 務 省	師 門 学 校 教 授	石川県専	会 社	日 本 郵 船	外 務 省	生 官 費 研 究	裁 判 所	東 京 始 審	大 蔵 省	就 職 場 所
士長野県族	平愛知県民	平大阪府民	士愛知県族	士岡山県族	士長野県族	士東京府族	士三重県族	士岡山県族	平長崎県民	平東京府民	平山口県族	平福島県民	士福井県族	族籍	姓 名		
齋田功太郎	村瀬光國	松井元次郎	堀 鉞之丞	澤井 廉	波谷慥爾	太田保太郎	藤田四郎	田上省三	莊 清次郎	坪野平太郎	松岡郁之進	馬場愿治	高橋捨六				

					(朱書)	(朱書)								
月四十八ヶ月	三十ヶ月	三十ヶ月	十七ヶ月	(十七ヶ月)	月四十八ヶ月	三十ヶ月	三十ヶ月	十七ヶ月	(十七ヶ月)	月二十九日	月四十二日	月四十七日	月二十七	二十七日
廿三日	三十日	月十四日	月廿九日	月十二日	廿三日	三十日	月十四日	月廿九日	月十二日	月七日	廿七日	月二十日	月二十	月二十五
廿三日	廿二日	月廿四日	月十九日	月二十日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十九年七月三日	二十二年十月廿二日	二十二年十二月四日	二十一年十月廿九日	十九年七月十日	十九年七月十日	二十二年十月廿二日	二十二年十二月四日	二十一年十月廿九日	十九年七月十日	二十二年十月廿二日	二十二年十二月四日	二十一年十月廿九日	二十一年十月廿五日	二十一年十月廿五日
門学校	石川県専	大 蔵 省	大 蔵 省	生 官 費 研 究	川 銅 山	秋 田 県 荒	東 京 大 学	学 校	岩 手 県 中	福 岡 県 中	福 岡 県 中	校 学	生 官 費 研 究	高 知 県
士静岡族	士鹿兒島族	士埼玉族	士鹿兒島族	平静岡民	士山形族	士鹿兒島族	士岩手族	士静岡族	士静岡族	士静岡族	士静岡族	士静岡族	士高知族	士高知族
本間六郎	三原経國	黒川雲登	長崎剛十郎	金井 延	田島晴雄	山田直矢	多田綱宏	本多忠行	和 田 義 陸					

(朱書)
〔学〕第四百九十七号〕
貴学卒業生中補助給費生タリシ者ノ姓名責務年数等之儀ニ付昨年六月中及御照会候次第有之同十二月廿二日御回報相成候処示后卒業候者之中ニ就キ前段同様之事項承知致度此段及御照会候也

明治十八年九月十九日

学務一局長文部大書記官濱尾 新 印

東京大学総理 加藤弘之殿

(欄外注記1)

「二月廿七日送達済」

(欄外注記2)

〔朱書〕
「朱書ハ旧給費生ニシテ追改ヲ願ハサルモノ」

『文部省往復』 明治十九年、㊦A79